難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧～⑭　（略）

⑮　建築基準法第86条の８又は同法第87条の２の規定の適用を受けている場合において、７欄にその旨を記載してください。

⑯　（略）

４．・５．　（略）

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．　（略）

２．第一面関係

①～⑤　（略）

⑥　４欄の「ハ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

⑦　（略）

３．・４．　（略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【４．換気設備の検査者】　（略）

【５．換気設備の概要】

【イ．無窓居室】～【ハ．居室等】　（略）

（削る）

【ニ．防火ダンパーの有無】　（略）

【６．換気設備の検査の状況】～【８．排煙設備の検査者】　（略）

【９．排煙設備の概要】

【イ．避難安全検証法等の適用】～【ホ．居室等】　（略）

【ヘ．予備電源】□蓄電池　□自家用発電装置　□直結エンジン　□その他（　　）

【10．排煙設備の検査の状況】～【12．非常用の照明装置の検査者】　（略）

難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧～⑭　（略）

⑮　建築基準法第86条の８の規定の適用を受けている場合において、７欄にその旨を記載してください。

⑯　（略）

４．・５．　（略）

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．　（略）

２．第一面関係

①～⑤　（略）

⑥　４欄の「ハ」は、指摘があつた昇降機について記入してください。

⑦　（略）

３．・４．　（略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【４．換気設備の検査者】　（略）

【５．換気設備の概要】

【イ．無窓居室】～【ハ．居室等】　（略）

【ニ．空気調和設備・冷暖房設備】□個別パッケージ　□全空気　□ヒートポンプ
□ファンコイルユニット併用
□その他（　　）

【ホ．防火ダンパーの有無】　（略）

【６．換気設備の検査の状況】～【８．排煙設備の検査者】　（略）

【９．排煙設備の概要】

【イ．避難安全検証法等の適用】～【ホ．居室等】　（略）

【ヘ．予備電源】□蓄電池　□自家用発電装置　□直結エンジン　□無

【10．排煙設備の検査の状況】～【12．非常用の照明装置の検査者】　（略）